

古河市の社会福祉法人一般検査で指摘があった事項（令和7年度）

	検査結果の指摘事項
1	・基本財産については、権利保全のため所有権に係る登記を適正に行ってください。 ・理事会において、評議員会の開催日時・場所・議案等について決議したうえで、招集通知を派出し、評議員会を開催してください。
2	・理事の選任においては、就任承諾書を徴収し、就任の意思確認を行ってください。 ・理事会について、定款により3箇月に1回以上開催し、職務執行に関する報告を行ってください。
3	・役員の選任手続や、評議員会・理事会等の開催及び運営について、社会福祉法等の関係法令や定款に従い、実施したうえで議事録等の作成及び保管をしてください。
4	・定款について、最新のものをインターネット等で公表してください。
5	・欠席している理事について、今後も理事会への欠席が続く場合、別の方の選任を検討してください。